

市の奨学金制度の紹介 奨学金支給制度を活用しませんか

伊賀市奨学金

市内の高校生などに、修学の支援を通じて、教育機会の均等を図り、社会に貢献する人材の育成を目的として奨学金を支給します。

【対象】 ※①～③のすべてに該当する人

- ①修学のため住所異動した場合を除き、本人・保護者とも市内に住所がある人
- ②高等学校・専門学校・大学などに在学する人
- ③申請者と生計を同一とする世帯員の中に平成23年度の住民税所得割額を納付すべき世帯員のいない人

【支給額】

- 高等学校・高等専修学校など
6,000円/月
- 大学・短期大学・専門学校など（国公立）
6,000円/月
- 大学・短期大学・専門学校など（私立）
7,000円/月

【必要書類】

- ①奨学金支給申請書
- ②高等学校または大学などの在学証明書
- ③住民票（世帯員全員が記載されているもの）
- ④世帯の中で所得のある人全員の課税証明書または住民税納税通知書の写し（平成23年度分）または奨学金支給申請に係る課税台帳閲覧の同意書

【申込期間】 6月15日(水)～30日(木)

【申込先・問い合わせ】

教育総務課
☎ 22-9675 FAX 22-9691
公民館（いがまち・阿山・大山田・青山）

伊賀市ササユリ奨学金

篤志者の寄付金により設置された奨学金で、自己実現に向けた向学心が旺盛で修学のための経済的支援を要する優秀な学生に対して、社会に貢献する人材育成を目的として奨学金を支給します。

【対象】 ※①～④のすべてに該当する人

- ①修学のため住所異動した場合を除き、本人が市内に住所がある人
- ②大学および短期大学の第1学年または高等専門学校第4学年に在学する人
- ③市内の中学校または高等学校を卒業した人
- ④世帯全体の年間所得が780万円以下の人

【支給額】 240,000円/年

【必要書類】

- ①ササユリ奨学金支給申請書
- ②世帯員全員が記載されている住民票または外国人登録書の写しまたは外国人登録済記載事項証明書
- ③大学などの在学証明書
- ④世帯の中で所得のある人全員の課税証明書または住民税納税通知書の写し（平成23年度分）
- ⑤卒業した高等学校の成績証明書または高等学校卒業程度認定試験の合格証明書（高等専門学校生は、前期3年間の成績証明書）
- ⑥履歴書

【申込期間】 6月15日(水)～30日(木)

【募集人数】 2人

【選考方法】 支給審査委員会により決定

【申込先・問い合わせ】

教育総務課 ☎ 22-9675 FAX 22-9691
公民館（いがまち・阿山・大山田・青山）

伊賀市農業委員会委員選挙

農地の利用の調整や農業経営のことなど、農政について重要な役割を担う農業委員を選ぶ「伊賀市農業委員会委員選挙」を行います。

【投票日】 7月10日(日)

【任期】 3年

【立候補受付日時】 7月3日(日) 午前8時30分～午後5時

【立候補資格】 満20歳以上で、農地10a以上の耕作

者またはその同居の親族・配偶者で年間おおむね60日以上農業に従事している人

【立候補届出書類設置場所】

選挙管理委員会事務局・各支所振興課・各地区市民センター

【問い合わせ】

選挙管理委員会事務局 ☎ 22-9601 FAX 24-2440

■事前説明会の日時・場所 立候補の受付場所

選挙区名	事前説明会		立候補受付場所
	日時	場所	
小田・久米・長田・花之木・島ヶ原 新居・諏訪・三田・府中 上野町部・中瀬・友生・ゆめが丘 依那古・神戸・比自岐 猪田・花垣・古山	6月13日(月) 午後7時30分	本庁北庁舎1階 第11会議室	本庁北庁舎1階 第11会議室
柘植・西柘植・壬生野	6月14日(火) 午後7時30分	いがまち公民館	伊賀支所
河合・鞆田・玉瀧・丸柱	6月15日(水) 午後7時30分	阿山支所	阿山支所
山田・布引・阿波	6月16日(木) 午後7時30分	大山田農村環境改善センター	大山田支所
阿保・上津・種生・矢持	6月17日(金) 午後7時30分	青山支所	青山支所

平成 22 年度情報公開などの条例運用状況

■情報公開制度とは？

市民の皆さんの知る権利を尊重し、行政情報を公開することで、皆さんの市政参画を進め、市政に対する理解と信頼をさらに深めていただくための制度です。

▼情報公開請求の状況

【請求先・問い合わせ】

〒 518-8501
伊賀市上野丸之内 116 番地
伊賀市企画総務部秘書広報課
☎ 22-9636 FAX 22-9617
✉ hisho@city.iga.lg.jp



実施機関	請求件数 (申出件数)	決定等の内容							不服 申し立て
		公開	部分公開	非公開	不存在	存否 応答拒否	取り下げ	公開延長 決定	
市長	622	301	238	4	75	1	2	1	1
議会	12	7	4		1				
教育委員会	31	17	3		10		1		
選挙管理委員会	19	18			1				
公平委員会	0								
監査委員	2	1			1				
農業委員会	1				1				
固定資産評価 審査委員会	0								
公営企業管理者	175	42	128	1	4				
消防長	11	5	3		3				
計	873	391	376	5	96	1	3	1	1

▼個人情報開示請求の状況

実施機関	請求件数 (申出件数)	決定等の内容						不服 申し立て
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否 応答拒否	取り下げ	
市長	22	10	1	1	8		2	1

※平成 22 年度の個人情報開示は市長に対する請求のみでした。

水道週間スローガン 「蛇口から あふれるぼくらの 夢・未来」

6月1日～7日は水道週間です。

水道は生活になくてはならないものです。水道をはじめ電気やガスなどは、ライフラインと呼ばれ、市民の生活を 24 時間休むことなく支えています。水道の大切さについて考えてみましょう。

■水道工事の申込方法

新しく水道を引く場合や家庭内の水道工事をする場合は、「伊賀市水道部指定給水装置工事事業者」へお申し込みください。「伊賀市水道部指定給水装置工事事業者」は、市ホームページでご確認いただくか、水道部施設課へお問い合わせください。

■水漏れしているとき

水を使っていないのに水道メーターが回っていたら、宅地内のどこかで漏水している可能性があります。漏水は大切な水を無駄にするばかりでなく、家庭での水道料金負担を大きくすることになります。宅地内の水道管から水漏れしていたら、まず、メーターボックス内にある止水栓（元栓）を閉めてください。修理のご相談は、「伊賀市水道部指定給水装置工事事業者」へお

問い合わせください。

※道路や水道本管からメーターボックスまでの間で水漏れしているのを見つけたら、水道部施設課へご連絡ください。

■水道メーター更新のお知らせ

計量法に基づき設置後 8 年を経過した水道量水器（メーター）の取り替えを順次進めています。「伊賀市水道部指定給水装置工事事業者」が訪問し、メーター交換を行います。メーターを更新する地区や時期は後日該当する家庭にはがきでご連絡します。

【問い合わせ】

入札・事業計画などは

水道総務課 ☎ 24-0001 FAX 24-0006

水道工事などは

施設課 ☎ 24-0002 FAX 24-0006

水道施設の維持管理などは

施設課 ☎ 24-3980 FAX 24-0006

検針・開閉栓・料金などは

業務課 ☎ 24-0003 FAX 24-0007